

# 豪雪地帯対策特別措置法改正課題答申（要約）

平成13年3月6日

豪雪地帯対策特別措置法改正検討懇談会

# 豪雪地帯対策特別措置法改正課題答申（要約）

平成13年度末で期限切れとなる豪雪地帯対策特別措置法（以下、「豪雪法」という）第14条、第15条の次期対策等について、昨年6月より「豪雪法改正検討懇談会」で検討し、答申した概要は以下のとおりである。

## I 特別豪雪地帯対策について

### 1. 法第14条（道県による基幹的市町村道の代行整備）について

法第14条は、当初課題とした冬期孤立集落の解消は、概ね達成されたが、雪崩危険箇所、線形不良等雪道ネック路線が多数残っており、社会の変化に伴う集落アクセスの役割変化に対応した道路整備の水準に達していない。

これら路線の全てを、市町村単独の技術力や財政力で整備することは困難なため、法第14条については、運用基準（昭和47年建設省地方道課長通達）の見直しを前提として10カ年の延長を図る必要がある。

### 2. 法第15条（分校施設等の補助率の嵩上げ）について

過疎化、少子化等により分校の社会的役割は大きく変化しているが、特別豪雪地帯の地理的事情から教職員住宅の公的整備の需要が高いため、法第15条については、10ヶ年の延長が必要である。

### 3. 新たな冬期集落対策について

#### （1）新たな集落対策の構築の必要性

積雪度が、特に高い山間集落等では、過疎化、高齢化により雪害への対応力が急速に低下し、近い将来滅失の危機にある集落も少なくない。

他方、「多自然居住地域の創造」の場として、新たな定住の条件を模索している集落も増加している。

このため、集落の状況変化に対応し、既存施策の運用見直しとともに新たな集落対策を構築する必要がある。

#### （2）冬期集落人的支援対策の構築について

##### ①冬期集落自主防災組織の立ち上げ

冬期の山間・遠隔地集落における弱者世帯の屋根雪処理や集落機能の維持のため集落の冬期コミュニティー活動を災害対策基本法に基づく冬期集落自主防災組織へ位置付け、これと集落外部からの人的支援機構の支援により、集落の冬期防災力の維持向上を図る。

##### ②豪雪法における取り扱い

豪雪法に「山間集落等における豪雪災害の未然防除のため、集落の冬期防災力の向上に努める。」主旨の配慮規定を創設することが、対策の構築上有効な措置と考えられる。

#### （3）集落アクセスの冬期レベルアップ対策の推進について

##### ①集落アクセスの雪道ネック改善事業の推進

集落アクセス道路（集落とネットワーク幹線を結ぶ一般道県道及び幹線市町村道）において散在している雪道ネック箇所（雪崩危険箇所、凍結急坂路、地吹雪箇所等）の改善を図るため、法第14条の延長（市町村単独では、困難な雪道ネック改善等）と共に現行の地方特定道路整備事業をモデルにした、道路管理者毎に実施する集落アクセスの雪道ネック改善事業の創設を図る。

##### ②豪雪法における取り扱い

豪雪法に「集落アクセスの冬期安全確保を図るため、一般道県道並びに幹線市町村道の雪道改善に努める」主旨の配慮規定を創設することが、有効な措置と考えられる。

#### (4) 新たな冬期集落対策の道府県豪雪地帯対策基本計画への位置づけ

上記二つの新たな冬期集落対策については、「道府県豪雪地帯対策基本計画制度」の創設趣旨に沿った施策内容と考えられる。したがって、同対策が目的としている課題を当該計画に組み入れる事を国の支援の前提とすることが妥当であり、同制度を更に定着させるためにも、有効な措置と考えられる。

### 4. 法第2条第2項(特別豪雪地帯の定義)について

#### (1) 集落の変化と法第2条第2項の整合について

##### ① 整合の必要性

法第2条第2項には、特別豪雪地帯の定義として、「積雪により長期間自動車交通の途絶」規定が明記されているが、制度創設より約30年間の事業実績等により長期間の自動車交通の途絶は概ね解消されたが、集落の変化による新たな課題が生じてきている。

したがって、21世紀の雪対策を展望した豪雪法の改正にあたっては、法第2条第2項と集落の状況変化との整合を図ることが、社会の理解を得る上で不可欠な措置と考えられる。

##### ② 整合の図り方

###### ア 法第2条第2項を見直す方法

「積雪により長期間自動車交通の途絶」規定を例えば、「積雪により自動車の交通が阻害される」に改める。

###### イ 法第2条第2項を見直さず、解釈による方法

雪国での生活体験の有無による認識の違いがあることから、「積雪により長期間自動車交通の途絶」の規定について、集落アクセスの時代的变化を解釈する方法でも社会のコンセンサスが得られることも考えられる。

#### (2) 特別豪雪地帯の指定基準について

##### ① 指定基準の考え方

豪雪法が議員立法であるため、政治的判断が関与することや、地域の利害が錯綜していることから、懇談会としては明確な方針は提示しないが、現行指定基準と実態の大きな乖離を考慮すると見直しを迫られることが十分想定される。

##### ② 指定基準の指標

指定基準の見直しが必要となった際の参考指標として下記のとおり整理した。

###### ア 積雪度の要件

積雪が社会に及ぼす影響度合は、社会状況により変化することから、普通交付税積雪度級地区分の見直しを参考に、積雪の基準値を改定する。

###### イ 生活支障度の要件

###### \* 集落の分散度(現行基準の見直し)

「集落の中心と幹線ネットワーク(一般国道、主要地方道)を結ぶ集落アクセス(一般道県道、幹線市町村道)の距離」とする。

###### \* 集落の散居度(新規)

地域により集落形態が著しくことなる状況を反映させる必要があり、新たに集落の散居度の指標を導入する。

###### \* 財政力指数(現行基準の見直し)

財政力、雪による生活支障の直接の要件ではないが、冬期集落対策を実施する上で重要な困難度と考えられるので、上記集落指標を補足するレベルで継続する。

## II. 一般豪雪地帯に係る法改正課題について

### 1. 21世紀における戦略的雪対策課題を構築する必要性

先に策定された21世紀における国土のグランドデザインや豪雪地帯対策基本計画では、21世紀における豪雪地帯の役割や課題について提起されている。

このため、豪雪法第14条・15条の期限切れによる見直しの機会に、同法において21世紀の戦略的雪対策課題を構築することが重要である。

## 2. 総合的な雪情報システムの構築

### ① 総合的な雪情報システムの構築の意義

- \* 豪雪地帯における大部分の道県単位では構築されておる雪情報システムを高度情報通信社会の進展に対応し、総合的な雪情報システムへの展開を図る必要がある。
- \* そのため、現在の行政目的の情報（主として道路管理用の雪情報）の積極的な開示により道路管理者と道路を利用する一般ユーザーとが一体となった高度な冬期道路管理システムの構築と現行の雪情報（冬期道路、気象情報）を拡張し、海外を含むインタラクティブな情報交流により、総合的な雪情報を地域のアイデンティティを確立する戦略手段へ転換させる。

### ② 豪雪法における取り扱い

総合的な雪情報システムの構築を促すため、豪雪法において、例えば、「国及び地方公共団体は、総合的な雪情報システムの構築に関する推進体制の整備を検討し、事業の推進に対して適切な配慮を講ずるものとする」という主旨の配慮規定を設けることが有効と考えられる。

## 3. 高齢者等の居住に適した克雪住宅の普及

### ① 高床式住宅のバリアフリー化

- \* 高齢化社会への急速な進行を背景として住環境、交通等社会基盤全体のバリアフリー化政策が重要な課題となっており、克雪住宅の中でも、高床式住宅については住宅建築様式そのものがバリアになるという特質的な課題が深刻化してきている。
- \* 高床式住宅は、行政においても税・金融の優遇策により普及を促進しているが、他方でバリア住宅を建設してしまう矛盾が露呈しており、当面の措置として、住宅金融公庫における高床式住宅並びに高齢者等対応設備設置工事に対する割増融資の一体実施によるバリアフリー化に適応した高床式住宅に対する政策的転換を図ることが必要と考えられる。

### ② 豪雪法における取り扱い

高床式住宅のバリアフリー化対策を促すため、法第13条の2に、例えば「高齢化に対応しつつ」という主旨を付加する改正を図ることが有効と考えられる。

## 4. 利雪（雪の冷熱エネルギー）の促進

### ① 雪の冷熱エネルギーの利活用の方向

- \* 平成4年における本法改正の際、利雪に対する試験研究体制を整備促進するための配慮規定が制定されたが、その後、利雪の分野における雪の冷熱エネルギーを利活用した冷蔵・冷房技術が発展し、実用化段階になってきている。
- \* 豪雪地帯対策基本計画では、雪の冷熱エネルギーの利活用を地域の重要な戦略課題と位置付けており、石油代替効果が高く、環境負荷が少ない、且つランニングコストの安い再生可能エネルギーである雪の冷熱エネルギーを新エネルギー政策の対象として位置付けることが重要な課題である。

### ② 豪雪法における取り扱い

雪の冷熱エネルギーの事業化を促すため、法第13条の4の利雪に関する規定について、例えば「利活用」という趣旨を付け加える一部改正をすることが有効と考えられる。

# 豪雪地帯対策特別措置法改正検討懇談会委員名簿

(順不同・敬称略)

## 1 学識経験者委員

- 青野 壽彦 (中央大学経済学部教授)
- 井上 孝 (前参議院議員・元建設省事務次官) : 座長
- 井上 千津子 (金城大学副学長)
- 黒沢 宥 (地方債協会理事長)
- 佐藤 馨一 (北海道大学大学院教授)
- 重森 暁 (大阪経済大学経済学部教授)
- 中出 文平 (長岡技術科学大学助教授)
- 中村 征之 (前朝日新聞大阪本社編集委員)
- 原 文宏 (北海道開発技術センター企画部長)

## 2 自治体委員

- 伊東 和紀 (北海道総合企画部地域振興室地域政策課長)
- 武藤 克己 (新潟県企画調整部地域政策課長)
- 鎌田 泰太郎 (長野県生活環境部消防防災課長)
- 高橋 幸翁 (山形県米沢市長)
- 本田 欣二郎 (新潟県十日町市長)
- 高橋 彦芳 (長野県栄村長)